

第 6 号様式別表14記載の手引

1 この計算書の用途等

この計算書は、法人の事業税に係る税額の算出において標準税率以外の税率が適用される法人（※）が、特別法人事業税又は地方法人特別税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）附則第 31 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 9 条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法に規定する地方法人特別税をいいます。）の課税標準となる基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算を行う場合に記載し、第 6 号様式の申告書に併せて提出してください。

※ 標準税率以外の税率が適用される法人（＝超過課税の対象の法人など）
神奈川県では法人の県民税・事業税について超過課税を実施しており、法人の事業税については次の法人が対象となります。

資本金の額又は出資金の額が 2 億円を超える法人
又は
所得金額が年 1 億5,000万円（収入金額を課税標準とする法人にあっては、収入金額が年12億円）を超える法人

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
3 「所得割の課税標準」又は「収入割の課税標準」の各欄	各申告書の法人の事業税の所得割又は収入割の「課税標準」の各欄の額をそれぞれ記載します。	
4 「税率」の各欄	法人の事業税の標準税率を記載します。	法人の事業税の標準税率は税率表を参照してください。なお、租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の所得のうち年10億円を超える金額の標準税率は平成28年4月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度の場合は100分の5.5、令和元年10月1日以降に開始する事業年度の場合は100分の5.7です。